

佐 渡 市 不 用 物 品 売 却 実 施 要 領

公共施設の整理等により不用になった物品（以下「物品」という。）を、オープンカウンター方式により売却します。購入を希望する方は、次の事項をご承知のうえ、参加してください。

なお、オープンカウンター方式とは、見積りの相手方を特定せず、内容・数量等を公示し、参加を希望する方から広く見積書を募る方式です。

1. 売却対象の物品

売却対象の物品は次に掲げるものとし、旧潟上保育園（佐渡市新穂潟上 718 番地）にて保管しています。見積書の提出の際には、最低売却価格以上の金額を記載してください。なお、長期間使用した物品につき現物をよく確認願います。

物品 番号	財産名	規格・形式	最低 売却価格
1,2	片袖事務机	幅 106cm 奥行 73cm 高さ 76cm	各 100 円
3	黒板	幅 179.5cm 高さ 89.5cm	100 円
4	事務机下収納	幅 56cm 奥行 28cm 高さ 57.5cm	100 円
5	事務机下収納	幅 56cm 奥行 26cm 高さ 55cm	100 円
6	ブックスタンド	幅 91cm 奥行 26cm 高さ 55.5cm	100 円
7～10	ロビーチェア	幅 45cm 奥行 48cm 高さ 69cm	各 500 円
11	回転椅子	幅 58cm 奥行 52cm 高さ 78cm	500 円
12,13	スツール	幅 44cm 奥行 44cm 高さ 33cm	各 500 円
14	一人掛けソファ	幅 84cm 奥行 76cm 高さ 66cm	500 円
15	応接テーブル	幅 128cm 奥行 54cm 高さ 45cm	500 円
16	応接テーブル	幅 67cm 奥行 53cm 高さ 45cm	100 円
17	丸テーブル	直径 75.5cm 高さ 66cm	100 円
18	7 段レターケース	幅 49cm 奥行 34.5cm 高さ 36cm	100 円
19	10 段レターケース	幅 41.5cm 奥行 29cm 高さ 36cm	100 円
20	印鑑箱	幅 19.5cm 奥行 14.5cm 高さ 9cm	100 円
21	印鑑箱	幅 31cm 奥行 23.5cm 高さ 9cm	100 円
22	印鑑箱	幅 15cm 奥行 12cm 高さ 9cm	100 円
23	印鑑箱	幅 26cm 奥行 17.5cm 高さ 9cm	100 円
24～32	木製机	幅 195cm 奥行 70cm 高さ 82cm	各 500 円
33～44	回転椅子	幅 60cm 奥行 58cm 高さ 78cm	各 500 円

2. 参加資格

参加資格者は、20 歳以上で佐渡市内に住民登録又は永住資格を有する外国人登録をしている個人及び佐渡市内で法人登録をしている法人で、直ちに代金を納めてその物品を引き取ることができる者としてします。

ただし、次に該当する方を除きます。

破産者で復権を得ない方 市税を滞納している方 佐渡市職員

また、転売を目的とする場合は、見積書提出の際に古物商許可証の写しを添付することとします。

3. 受付期間及び場所

本実施要領を十分お読みのうえ、受付期間内に見積書（別紙 1）を封筒（別紙 2）に入れ提出してください。なお、平成 23 年 11 月 29 日（火）及び 12 月 1 日（木）の午前 9 時から午前 11 時、午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分までの間、物品を保管する旧潟上保育園で確認できます。

受付期間：平成 23 年 11 月 28 日（月）～平成 23 年 12 月 2 日（金）

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（ただし、土・日曜日は除きます。）

なお、郵送の場合は受付期間の最終日の消印があるものに限り有効とします。

受付場所：佐渡市財務課管財係（電話 63-3114）

佐渡市新穂行政サービスセンター（電話 22-3111）

4. 契約の相手方の決定について

開札は、平成 23 年 12 月 5 日（月）午前 10 時から、非公開で行います。

有効な見積書を提出した者のうち、予定価格以上で最高価格のものをもって落札者と決定し、落札者には電話にて通知します。なお、落札となる同価格の入札者が 2 名以上いるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定します。

5. 売買代金について

落札者が見積書に記載した金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）を売買代金とし、落札者決定後、直ちに納入してもらいます。

6. 所有権の移転及び物品の引渡し

売却物品の所有権は、売買代金を完納したときに移転するものとし、落札者は平成 23 年 12 月 6 日（火）から平成 23 年 12 月 16 日（金）の午前 9 時から午後 4 時 30 分までに物品を搬出してください。

物品の引渡し方法は現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行ないません。

落札者は、物品引渡しの際に受領証（別紙 3）を提出してください。

7. かし担保責任

落札者は、売買代金を納入後、売却物品に隠れたかしのあることを発見しても損害賠償の請求、又は契約の解除ができないものとします。

8. 結果の公開

見積り合せの結果について、落札者名及び落札金額を公開することがあります。

9. その他の留意事項

参加しようとする方は、本実施要領に記載された事項について熟知しておいてください。

本実施要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、佐渡市財務規則の定めるところにより処理します。

その他不明な点は下記までお問い合わせください。

〒952 - 1292 佐渡市千種 232 番地

佐渡市財務課 管財係 電話 (0259) 63-3114